

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により、意見を有する者は、令和７年１０月２７日までに市長に意見書を提出することができます。

令和７年６月２７日

佐野市長 金子 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂佐野伊勢山店
佐野市伊勢山町字伊勢山西１８０３番２ 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和８年２月２４日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
１，１５７．９５㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場３７台 駐輪場８台
- 7 荷さばき施設の面積
４０㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
３．７６㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前８時 閉店時刻 午後１０時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前７時３０分から午後１０時３０分

- 11 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時から午後12時（24時間）
- 13 届出年月日
令和7年6月23日
- 14 縦覧場所
佐野市高砂町1
佐野市役所 産業文化スポーツ部 産業政策課